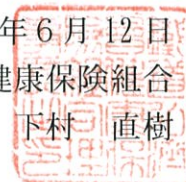


公告第 6-5 号

令和 5 年 10 月 30 日第 175 回組合会、令和 5 年 12 月 25 日第 176 回組合会、令和 6 年 2 月 19 日第 177 回組合会の承認を受け、規約の一部変更が認可されたので公告する。

令和 6 年 6 月 12 日
鉄道弘済会健康保険組合
理事長 下村 直樹



記

■規約 第 5 条の 2

ア. 改正理由 事業所の名称を変更したため

イ. 改正年月日 令和 5 年 10 月 1 日

ウ. 内容

改正	現行
この規程における「キヨスク会社等」とは、JR 北海道フレッシュキヨスク株式会社、株式会社 JR 東日本クロスステーション、株式会社 JR 東海リテイリング・プラス、四国キヨスク株式会社、JR 九州リテール株式会社の総称をいう。	この規程における「キヨスク会社等」とは、JR 北海道フレッシュキヨスク株式会社、株式会社 JR 東日本クロスステーション、 <u>東海キヨスク株式会社</u> 、四国キヨスク株式会社、JR 九州リテール株式会社の総称をいう。

この規約は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

■規約 第 4 条 (別表)

ア. 改正理由 事業所の名称を変更したため

イ. 改正年月日 令和 5 年 10 月 1 日

ウ. 内容

現行	
名 称	所 在 地
<u>東海キヨスク株式会社</u>	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番 8 号
東海キヨスク労働組合	愛知県名古屋市中村区太閤一丁目 3 番 16 号

改正	
名 称	所 在 地
<u>株式会社 JR 東海リテイリング・プラス</u>	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番 8 号
東海キヨスク労働組合	愛知県名古屋市中村区太閤一丁目 3 番 16 号

この規約は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

■規約 第4条 (別表)

ア. 改正理由 事業所の名称を変更するため

イ. 改正年月日 令和6年3月21日

ウ. 内容

現行	
名 称	所 在 地
東海キヨスク労働組合	愛知県名古屋市中村区太閤一丁目3番16号

改正	
名 称	所 在 地
J R東海リテイリング・プラス労働組合	愛知県名古屋市中村区太閤一丁目3番16号

この規約は令和6年3月21日より施行する。

■規約 第4条 (別表)

ア. 改正理由 事業所が脱退するため、当該の事業所の名称を削除するため

イ. 改正年月日 令和6年4月1日

ウ. 内容

現行	
名 称	所 在 地
株式会社 J R東海リテイリング・プラス	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号

改正 (削る)	
名 称	所 在 地
(削る) 株式会社 J R東海リテイリング・プラス	(削る) 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号

この規約は令和6年4月1日より施行する。

■規約 第4条 (別表)

ア. 改正理由 事業所が脱退するにあたり、当該の事業所の名称と所在地を削除するため

イ. 改正年月日 令和6年4月1日

ウ. 内容

現行	
名 称	所 在 地
J R東海リテイリング・プラス労働組合	愛知県名古屋市中村区太閤一丁目3番16号

改正 (削る)	
名 称	所 在 地
(削る) J R東海リテイリング・プラス労働組合	(削る) 愛知県名古屋市中村区太閤一丁目3番16号

この規約は令和6年4月1日より施行する。

■規約 第5条の2

ア. 改正理由 事業所が脱退することから、母体企業の名称を削除するため

イ. 改正年月日 令和6年4月1日

ウ. 内容

改正	現行
この規程における「キヨスク会社等」とは、JR北海道フレッシュキヨスク株式会社、株式会社JR東日本クロスステーション、四国キヨスク株式会社、JR九州リテール株式会社の総称をいう。	この規程における「キヨスク会社等」とは、JR北海道フレッシュキヨスク株式会社、株式会社JR東日本クロスステーション、 <u>株式会社JR東海リテイリング・プラス</u> 、四国キヨスク株式会社、JR九州リテール株式会社の総称をいう。

この規約は令和6年4月1日より施行する。

以上